

第29回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年10月31日（火）
9時25分から11時13分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・なし
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 蛭原次長・水元・日高・藏富

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第29回日南市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に2番田端功委員、3番河野正信委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料3ページ、議案第3号 農地法第5条の許可申請、受付番号9番につきまして、用途が『障がい者福祉事務所』となっておりますが、『障がい者福祉事業のための事務所』に修正をお願いします。また、総会資料6ページ、議案第4号 農用地利用集積計画について、受付番号1番につきまして、対価が50,000円となっておりますが、30,000円に修正をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました1件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が1件で、受付番号1番は、経営規模拡大のためです。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は、植林のため、受付番号2番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました13件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から8番、12番は、植林のため、受付番号9番は、障がい者福祉事業のための事務所用地のため、受付番号10番は、重機・資材置場用地のため、受付番号11番、13番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料5ページ、6ページです。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、2件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が2件となっております。

10 : 11	事務局	次に、総会資料 7 ページから 8 ページです。議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、5 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が 5 件となっております。 次に、総会資料 9 ページです。議案第 6 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 7 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番、2 番、4 番から 7 番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、受付番号 3 番は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な農地のうち、非農地該当要件を満たしているため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 1 番について説明します。譲渡人は 2 人で、まず一つ目は、日南高岡線を北郷町に入りすぐのバイパス右下の農地 1 筆です。二つ

10:14	木 脇	目は、日南高岡線沿いのリハビリ施設手前を線路方面へ進み線路沿いの農地1筆です。どちらも手放したいということで、譲受人との売買が成立し今回の申請となりました。10月26日、現地調査しました。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号1番について説明します。10月29日、申請人の妻立ち会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区毛吉田で、上毛吉田地区研修センターから南の方向へ約200mの申請人の自宅から東側の農道と山道を約100m登った所です。申請地は40年程の杉と雑木林で、近隣に農地はありません。申請人が35年前に相続した時には既に杉が植えられていたとのことです。地籍調査で農地であることが解り今回の申請となったようです。始末書も添付されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	それでは、受付番号2番については、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号2番について説明します。10月28日申請人に連絡し現地調査しました。申請地は国道220号線沿いの左手にある製材業の会社から南へ500m、西へ200mの所です。現住宅が老朽化したことによる建て替えです。建築にあたり生活排水は合併浄化槽を設置し道路側の側溝へ排出します。雨水は道路側の側溝に排出します。周辺は宅地化されており、影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、13件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
稲 山	はい、10番稲山です。受付番号1番について説明します。 10月24日に譲受人立ち会いのもとに現地調査しました。申請地は飢肥地区板敷です。飢肥駅より約1.5km北へ進んだ板敷研修センターより西200m山の中です。周囲は杉の山林で40～50年生の杉が150本程植林されていました。譲受人は林業を営んでおり、取得後、しばらくしてから伐採し、その後も山林として管理していくとのことです。譲渡人には電話で確認しました。先代が無断で植林したとのことで始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
金 丸	はい、6番金丸です。まず、受付番号2番について説明します。10月27日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷2区、国道222号線沿いにある素材生産業者の隣接地にある山林です。譲受人依頼で所有権移転を行う際地目が畑であることが判明し今回の申請に至りました。譲受人は今後も山林として適正管理していくとのことです。周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。 次に、受付番号3番について説明します。10月28日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷地区で、山ノ口橋交差点から串間方面へ約1kmの所にある山林です。譲渡人依頼で所有権移転を行う際、地目が畑であることが判明し今回の申請に至りました。譲受人は林業を営んでおり今後も山林として適正管理していくとのことです。周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番から7番について、担当委員より報告願います。
山 口	はい、16番山口です。まず、受付番号4番について説明します。10月26日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は飢肥地区楠原で、市道楠原平野線沿いにある愛宕トンネル横の階段を上った愛宕神社の周りの19筆の山林です。面積

	山 口	14, 753㎡で県の調査対象です。譲渡人は昭和35年頃までは米野菜などを生産していましたが、周囲が山林化し鳥獣被害もあり、農地法を知らず杉を植栽したようです。今回土地を処分する際、地目が畑であることが判明し今回の申請に至りました。譲受人は今後植林し、造林計画に沿って山林として適正管理していくとのことです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。 次に、受付番号5番について説明します。10月25日、譲渡人、譲受人に電話確認し、27日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は飢肥地区楠原で、国道222号線と広域農道が交差する山ノ口交差点から上限谷方面へ向かうふるさと農道800m進んだ道路右側の土地です。譲渡人が相続した時には既に杉が植林されていたそうです。今回土地を処分する際、地目が畑であることが判明し今回の申請に至りました。譲受人は今後植林し、造林計画に沿って山林として適正管理していくとのことです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。 次に、受付番号6番、7番は譲受人が同一ですので一括して説明します。10月26日、譲渡人に電話確認し、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。譲渡人は市外在住で、譲受人は市内で林業を営んでいます。申請地は飢肥地区楠原で、国道222号線と広域農道が交差する山ノ口交差点から上限谷方面へ向かうふるさと農道1.5km進んだ頂上付近の三差路を右折し林道を500m程進んだ所にある300m程のコンクリート壁の近接が6番の申請地で、ここから西に500m程下った所が7番の申請地です。譲渡人は2人とも市外在住で相続した時には既に杉が植林されていたそうです。今回土地を処分する際、地目が畑であることが判明し今回の申請に至りました。譲受人は今後伐採や植林を行い、造林計画に沿って山林として維持管理していくとのことです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。雨水は自然浸透し、必要に応じて土留め等を行うとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号8番について説明します。申請地は酒谷地区坂元で、国道222号線沿いにある道の駅酒谷の反対側の坂元棚田入口から2.4km地点の道路の両側です。10月26日、譲渡人に電話確認し、27日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。昭和35年まで芋を栽培していましたが、周囲の山林化が進み、日照不足や鳥獣被害もあり杉を植林したそうです。売り渡すに当り、農地であることが判明し今回の申請に至りました。譲受人の自宅のすぐ近くでもあり、今後も山林として適正管理していくとのこ

向 高	とです。周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
平 賀	はい、18 番平賀です。受付番号 9 番について説明します。10 月 27 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。なお、譲渡人には電話確認しております。申請地は、吾田地区星倉で、日南市給食センターから東に約 100 m の所にあり、市道楠原平野線にある中古車販売店の真向いにあり、市道に接しています。譲渡人は農地の管理が出来ないため譲りたいとのことです。譲受人は酒谷地区で造林業を営んでいますが、関連会社が福祉事業を行い、介護入所施設のほか介護ヘルパーの派遣事業を行っており、今回福祉事業の介護ヘルパーの事業拡大のため福祉用事務所用地と駐車場を整備する計画です。周囲には農地がありますが、農地が狭く作付けはされていません。事務所建設にあたっては、雨水、生活排水等十分に配慮し、適切に処理しますとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
田 端	はい、2 番田端です。受付番号 10 番について説明します。10 月 27 日に現地確認と譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は吾田地区平野で、遊戯店の正面です。東九州自動車道日南インターの工事のための重機、資材置場の転用です。周囲に農地はありますが、影響を受けるような重機、資材ではなく問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番についてですが、高橋委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願いします。 (高橋委員 退席)
議 長	それでは、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 11 番について説明します。10 月 24 日、譲渡人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は鵜戸地区宮浦で、国道 220 号線を宮崎方面へ向い、宮浦バス停から左折し約 20 m 進んだ

川 添	道下です。譲渡人が相続した平成24年より約半世紀前には既に住宅が建っており営林署の官舎として利用されていたそうです。今回譲渡するにあたり、農地であることが判明し申請に至りました。始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第3号受付番号11番について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号受付番号11番は許可相当とすることに決定しました。ここで、高橋委員の退席を解きます。 (高橋委員 着席)
議 長	続きまして、受付番号12番について、担当委員より報告願います。
作 本	はい、4番作本です。受付番号12番について説明します。譲渡人は高齢で土地を処分したいとのことでした。譲受人は同地区で農業を営んでいます。10月28日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、細田地区上塚田の県道54号線と広域農道の交差点から串間方面へ400m進み、北側に保全道路を約800m進んだ保全道路の横にあります。以前は畑でしたが、先代が農地法を知らずに杉を植林され、その後保全道路が通り、残地の15㎡の土地です。今回の譲渡で地目が農地であることが判明し、申請に至りました。面積からしても農地への復旧は無理であると思います。譲受人は取得後伐採し植林し山林として管理していくということです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号13番について、担当委員より報告願います。
河 野	はい、3番河野です。受付番号13番について説明します。10月26日、譲渡人、譲受人に電話確認し、10月29日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町大藤で、内之田駅から200m北郷方面へ向い、左折し50m進んだ所です。譲受人は、現在アパート住まいで、子供が3人となり手狭になったので自宅を建築することにしました。建築にあたっては、生活排水は日南市特定環境保全公共下水道に接続し、雨水は排水溝を設置し側溝に排出します。北西側の隣接地に農地がありますが、農地に影響がないよう境界より3m以上離して建築する予定です。譲渡人は申請地に露地野菜を栽培していましたが、知

10 : 37	河 野	人である譲受人が住宅を建築する土地を探しており、他に適地が無かったことから譲ることにしたそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。受付番号1番について説明します。10月26日、譲受者、大窪担当の井上委員と現地調査しました。申請地は大窪茶円です。金柑ハウスの造成時、譲渡者名義の土地が移転されておらず、今回の移転となったようです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について報告願います。
	木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号2番について説明します。10月26日、譲受者、郷之原担当の木脇委員と現地調査しました。申請地は北郷町郷之原で、道の駅北郷の裏から高速道路の方へ広がる水田地帯の一画です。以前から譲渡者から借りていた土地で、今回売買することになりました。譲渡者は高齢による経営縮小です。譲受者は、周囲の稲作の専業農家です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
10 : 39	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。

山口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。この案件は、以前は水稻を耕作されていましたが、ご主人が亡くなり、耕作放棄地状態にあり、解消のため相談に行った所、作ってくれる方がいれば預けてもいいということで、耕作者に相談し、今回の契約となりました。10月24日、貸付者、借受者には電話確認しております。申請地は飢肥地区楠原で旧楠原土地改良区の中講整です。国道222号線沿いのJAガソリンスタンドから酒谷方面へ200m進んだ右手の水田地帯の一面です。農業振興公社との賃借権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議長	続きまして、受付番号2番について報告願います。
高橋	はい、14番高橋です。受付番号2番について説明します。10月26日、現地調査し、10月27日、貸付者に連絡を取り内容の確認をしました。申請地は、東郷地区東弁分の東郷小中学校の裏手の田1枚と、東郷地区益安のJA機械センターから東へ約100mの左手の田1枚です。貸付者は、昨年まで作付けされていましたが、今年から貸し付けたいということです。農業振興公社との賃借権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議長	続きまして、受付番号3番、4番について報告願います。
谷元	はい、15番谷元です。受付番号3番、4番について説明します。受付番号3番、4番については、貸付者、借受予定者間で利用権設定されて耕作されていた農地で、今回は中間管理権の設定です。申請地は、受付番号3番は県道猪八重線、年見集落の公民館に近隣する農地です。受付番号4番については、猪八重溪谷の足湯に近隣する農地です問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議長	続きまして、受付番号5番について報告願います。
木脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号5番について説明します。以前より中間管理権を設定されていた農地です。10月27日、現地調査しました。申請地は、県道日南高岡線を宮崎方面へ進み、北郷に入り最初のガソリンスタンドの横を線路方面へ進み、踏切手前左側の農地1枚です。農地については適正に管理されており、中間管理設定ですので問題ないと思います。
議長	ただ今、各担当委員から農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
山本	はい、議長。17番山本です。

議 長	はい、17番山本委員。
山 本	受付番号2番について質問します。中間管理機構はお金でのやり取りですが、玄米と記載されていますが、どうゆう風にやり取りされるのでしょうか。中間管理が中に立ってやるのですが、耕作者が直接渡されるのでしょうか。
事務局	受付番号2番は現物による賃貸借となっております。耕作者の方から直接土地の所有者の方へお渡しをするということで審議依頼元の農政課に確認を取っております。標記についても補足させていただきたいのですが、基盤法の現物の場合1俵、2俵となりますが、機構法では小数点を含むkg表示となっております。これは宮崎県農業振興公社が導入している農用地利用集積等促進計画用のシステムがkgの表示しかできない為だということでした。実態としては4.5俵を土地の所有者へお渡しする契約となっております。以上です。
高 橋	はい、議長。14番高橋です。
議 長	はい、14番高橋委員。
高 橋	受付番号2番について、固定電話と携帯電話は教えてもらって電話確認したのですが、固定電話は詐欺防止で繋がらない、携帯電話も録音しますと言ってずいぶん経ってかかったのですが、貸付者は農業委員会の存在を、全くわからないようで、中間管理機構と言ったら、特殊詐欺のような感じに思われて、電話が切れました。その後再度電話して、契約期間が10年間で、玄米108.77kgと話をしたら、そこでもおかしいと思われて、結局借り手の方に任せているから、私は知りませんということになっているんだと思います。
田 中	はい、議長。7番田中です。
議 長	はい、7番田中委員。
田 中	結局、現金じゃなくてもいいということですか。物納が出来るということですね。前は出来ないということでやり取りがあったんです。現金じゃないといけないということだったから、なかなか進まない点があったんです。
事務局	確かに、現金で無いといけないということでしたが、農業経営基強化促進法から農地中間管理事業の推進に関する法律に移行していくこの2年間で、今後中間管理での現物支給が出来ないのかというところを農政課の方で再検討し、他市の状況等も確認し、現物支給できるということが解りまして、今後は中間管理で

10 : 55	事務局	も現物支給というところを認めていくということになったようです。
	谷 元	はい、議長。15番谷元です。
	議 長	はい、15番谷元委員。
	谷 元	いまの中間管理は現物が出来ないという取り扱いになっていて、今回、中間管理の取り扱いが変わったのであれば、農業委員にきちんと説明してください。
	議 長	今までは、17番山本委員が言われるように、中間管理機構に預ける場合は現物が出来ませんでした。出来るようになったということです。そうゆう理解をしていただければいいのかなと思います。私たちが中間管理機構を通して口座でのやり取りをしていただくことが、事業が長く続いていく利点だと思います。今回、取扱いが変わったということはわかりますが、長くこの事業が続くためにも、将来的に口座でやり取りをすることが理想であると思います。そのあたりを含めて受付事務をしていただきたいと思います。
	議 長	その他、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について7件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。受付番号1番について説明します。10月25日、現地確認しました。申請地は、飢肥地区板敷で飢肥駅より、北へ約1km入った山の中腹です。三賢委員の自宅近くでしたので一緒に立ち会っていただきました。周囲は山林に囲まれおり農地として復元するのは不可能だと判断しました。該当事項5に該当します。証明は問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号2番について説明します。10月27日に、願出人立ち会いのもと現地確認しました。申請地

金 丸	は、酒谷5区、酒谷中学校から南へ約500mの所にある山林と、酒谷中学校から北へ約500mの所にある山林です。調査の結果、該当事項の5番にあたると思います。周囲に農地はありません。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
山 口	はい、16番山口です。受付番号3番について説明します。 10月27日、代理人立ち会いのもと現地確認しました。願出人は県外在住の方で連絡しましたが連絡が付きませんでした。申請地は、飢肥六丁目で、病院から西側に100m進んだ所です。住宅の敷地の一部119㎡で、売買の際農地であることが判明しました。該当事項の4に該当します。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
平 賀	はい、18番平賀です。受付番号4番について説明します。 10月26日、願出人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田西二丁目で、国道222号線馬越立橋の西側にあたりJR日南線と国道222号線の交差点です。面積39㎡のわずかな土地で、作業用道路もなく農地として継続して利用することが出来ないと思われます。該当事項の5に該当します。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番、6番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。まず、受付番号5番について説明します。 10月24日、所有者の孫に連絡し、10月27日現地確認しました。申請地は鵜戸地区宮浦で、国道220号線沿い鵜戸交差点から、鵜戸神宮方面へ向い八丁坂という石段脇の細長い土地です。現在は、鵜戸神宮へ向かう車の離合場所としても利用されており、農地として復元するのは難しいと思われます。あとの2筆はトンネルを抜けて旧道を約150m行った山林の中と、更に100m進んだ右手です。いずれも雑木が繁茂しており現地へ行く道もないため農地としての復元は難しいと思います。 次に受付番号6番について説明します。10月24日、所有者は県外在住で、代理人に確認を取り現地確認しました。申請地は鵜戸地区富士で、国道220号線富士トンネルの入り口付近左側と山頂付近の右側ですが、いずれも山林化しており現地へ向かう道もなく、農地として復元するのは難しいと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号7番について説明します。10月29日、願出人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は北郷町北河内で、県道日南高岡線を宮崎方面へ向い、潮嶽神社より約500m進んだ右手になります。三方を山林で囲まれており、災害で土砂が流出し、その後も鳥獣被害があり、20年程作付けをしていないようです。現地は雑木が生い茂っており、該当事項の5に該当します。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第6号非農地証明の交付は原案どおり承認することに決定しました。
11:07	議 長	その他に移ります。事務局説明をお願いします。 《報告事項》
11:13	議 長	以上で総会の全てを終了します。

第29回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷 久 光 

署名委員

田 端 功 

河 野 正 信 